

第七号様式（第二十二條関係）（平19国交令66・全改、令元国交令1・一部改正）

↑ 25cm 以上 ↓	名 称	
	登 録	一級 二級 木造 建築士事務所 (都道府県) 知事登録第 号
	開 設 者	氏 名
	管 理 建 築 士	一級 二級 木造 建築士 氏 名
	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	←----- 40cm以上 -----→	